

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：兵庫県

農業委員会名：加古川市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年1月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,230	87	—	—	—	2,320
経営耕地面積	1,119	53	39	14	—	1,172
遊休農地面積	4.8	0	—	—	—	4.8
農地台帳面積	2,586	266	—	—	—	2,852

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,617
自給的農家数	1,715
販売農家数	904
主業農家数	42
準主業農家数	74
副業的農家数	788

※ 農林業センサス2020に基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	29
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	10
農業参入法人	20
集落営農経営	40
特定農業団体	0
集落営農組織	40

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5 年 7 月 1 9 日

	農業委員		
	定数	実数 (改選前)	実数 (改選後)
農業委員数	18	18	18
認定農業者	—	3	6
認定農業者に準ずる者	—	3	0
女性	—	2	2
40代以下	—	0	0
中立委員	—	1	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19	19	6

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,320ha	205.6ha	8.9%
課 題	農地の利用集積は、農地利用最適化推進の目的である、担い手の農業経営の効率化、安定化につながる。また、遊休農地の発生防止や解消にもつながる。現在、加古川市においては、集落営農組織や認定農業者を中心に、「人・農地プラン」の策定等により担い手への農地の利用集積を進めている。今後についても、地域農業の発展と農地の有効利用を図るため、「人・農地プラン」策定や実質化を積極的に推進し担い手への農地の利用集積を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
215.6ha	213.0ha	26.8ha	98.8%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手への円滑な農地の利用集積が図られるよう、月次総会にて農用地利用集積計画の審議を行う。 また、地元委員及び農地利用最適化推進委員(以下「委員・推進委員」という。)が地元農業団体長に対し、「人・農地プラン」の策定の必要性、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業についての周知・促進を行うとともに、特に大規模集落営農組織にあって「特定作業受託」されている農地については、各地域における農地集積の働きかけを強め、実質化された「人・農地プラン」に基づき可能な限り農地中間管理事業による「利用権設定」への切り替えを進める。 また、農業振興地域内集落を対象として全市的に「人・農地プラン」の実質化と新規策定を推進しているが、委員・推進委員を選出している集落を重点的にプラン策定(実質化)を積極的に推進し、農地の担い手への利用集積率の向上を図る。
活動実績	担い手への円滑な農地の利用集積が図られるよう、月次総会において利用集積計画について12回審議した。 また、市農林水産課、農地中間管理機構(ひょうご農林機構)、営農組合及び認定農業者等と意見交換を行い、地元農業団体長に対し、地元委員・推進委員は、「人・農地プラン」の策定及び実質化の話し合いの推進や農地中間管理事業、利用権設定等促進事業について課題共有を図るため協議を行った。その結果、今年度「人・農地プラン」が新規策定された集落は5集落となり農地の担い手への集積に寄与できた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	令和3年度は担い手への集積目標を215.6haと設定したが、集積実績は213.0haとなり、1.2%目標を下回る結果となったが、新規集積については目標の10.0haを大きく上回る26.8haの利用集積を行うことができたことは評価できる。なお、加古川市農用地利用集積計画の全体としては、再設定8.7ha、新規設定34.1ha、合計42.8haとなった。 この結果については、委員・推進委員の地域内の活動により「人・農地プラン」の策定及び実質化が進み、新たに担い手への農地の利用集積が進みつつある一方で、再設定を行わない等、担い手への集積から除外される農地が増加していると分析している。 今後とも「人・農地プラン」の実質化の動きを積極的に推進し、担い手へ効率よく面的集積を進める必要がある。 また、農振農用地を農地の利用集積の重点対象とした目標設定を行うこととしたい。
活動に対する評価	関係機関と協議のうえ、計画的に活動を実施したが、引き続き、担い手への集積面積を進めていく必要がある。 また、「人・農地プラン」の策定集落を選定し、委員・推進委員が主体的にプランの実質化に努め、担い手への利用集積を推進する等、計画的かつ活発な活動を展開している。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	8経営体	6経営体	11経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	3.9ha	1.6ha	7.4ha
課題	本市への新規参入者、特に新規の青年就農者については、近隣の神戸市西区や稲美町に比べ少なく、本市に就農するメリットの発信不足や各集落における新規参入者の受け入れ態勢の未整備が要因として考えられる。 農業委員会としては、地域の農業者の世話役として、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針2020」に基づき、農地取得の特例(狭小農地特例)の活用による新規就農希望者への農地の取得の促進並びに新規就農者を地域に根付かせるために、新設農家のヒアリングや地元委員・推進委員によるフォローアップ体制の継続も含め、サポート機能を強化するとともに、関係機関との情報共有や各集落における新規就農者の受け入れ機運を醸成することが課題である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
6経営体	10経営体	166.7%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
2.3ha	4.9ha	213.0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農者に対して、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針2020」に基づき、関係機関との連携による新規就農計画の策定支援を図るとともに、新設農家のヒアリングを実施し、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)等の新規就農者に役立つ制度について紹介するとともに、農業経営を継続するための地域社会との連携の必要性などについてアドバイスをを行う。 また、新規就農(希望)者の就農地の地元委員・推進委員は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針2020」に基づき、農地取得の特例(狭小農地特例)を積極的に活用し、新規就農希望者への農地取得を促進させ、新規就農者の増加を目指す。さらに地元委員・推進委員による継続的なフォローアップ体制に基づき、地域の農業者の世話役として、新規就農者の相談に応じるなどサポートに努めるとともに、「人・農地プラン」策定の際、新規就農者の集落への受け入れスキームの構築を働きかける。
活動実績	新規就農者に対して、新設農家の事情聴取を3月、6月、8月、9月、10月、12月に計10回、実施し、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)等の新規就農者に活用可能な制度を紹介するとともに、農業経営を継続するための地域社会との連携の必要性などについてアドバイス等を行った。また、農業青年クラブとの意見交換や青年就農者の就農動機や経営内容・行政への要望等を訪問活動で取材し「農業委員会通信」に掲載して、県・市・JA等関係機関や全市域の農業団体長へ広報することにより、青年就農者の抱える課題等について検討を行った。 また、新規就農者の営農地の地元委員・推進委員は、地域の農業者の世話役として、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針2020」に基づき、新規就農者のフォローアップ活動等サポート活動を行うとともに、「人・農地プラン」の策定にあたっては、新規就農者の受け入れをプラン上明記することによって、策定集落の新規就農者の受け入れ体制の整備に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入目標の6経営体については、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針2020」の目標値としており、令和3年度は10経営体の参入があり、目標値を上回る結果となった。
活動に対する評価	計画どおり達成できた。今後も関係機関連携のもと就農希望者の受け入れに努めていくことを確認した。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,324.8ha	4.8ha	0.2%
課 題	「農地を活かし隊」活動によって遊休農地の解消が進む一方で、農業者の高齢化と後継者不足、また、相続等による「土地持ち非農家」「不在地主」の増加により、毎年度新たな遊休農地が発生している。そこで、「人・農地プラン」の策定及び実質化を推進し、地域の担い手や新規就農者への農地利用最適化の推進を図ることが必要であるが、担い手のいない地域ではプラン策定が困難な状況であり、遊休農地の解消が進まない要因となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
3.0ha	1.0ha	33.3%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	36人	5月～7月	6月～9月
	農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～11月		
	その他の活動	①「農地を活かし隊」活動により、市内農地の巡視(市内6ブロック別、毎月実施)を行う。 ② 農地バトロールを実施し、所有者に対し指導(口頭・文書等)を行う。 ③ 年間に4回開催する「農地利用最適化推進全体会」において、市内6ブロックの委員・推進委員が各班の活動計画・実績発表会を開催する等、農業委員会全体で解決方を検討する。 ④ 適正な農地管理を推進できる法制度整備や施策実施について、関係行政機関等に要望活動を行う。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 36人	調査実施時期 5月～10月	調査結果取りまとめ時期 10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 10月～11月		調査結果取りまとめ時期 12月～1月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 66筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆
	その他の活動	調査面積: 7.0ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha
		①「農地利用最適化推進全体会」で、各地域の活動実績発表会を開催し解決方を検討。 ②遊休農地の利用意向調査や農会・水利組合等関係機関の意見も聴取しながら、非農地判断を行った。(1筆 1,499㎡)		

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	非農地判断により遊休農地から除外した土地や、農地に復元し営農に取り組んでいる農地もあるが、草刈り・耕耘等により一時的に解消されたものの、その後の保全管理が不十分な農地や新規に確認された遊休農地もあり、結果的に1.0ha減少に留まった。但し、「農地を活かし隊」活動により地元農会長を巻き込んだ解消活動が展開できた地域では、新規発生については極力抑制できたものとする。(なお、この遊休農地対策も含めてこのシート上では数値標記がha単位なので㎡単位での解消実績が見えにくい点、シートへの表記方法も含め検討が必要である。)
活動に対する評価	計画どおり実施した。また、各地域の「農地を活かし隊」活動については、PDCAによる活動を継続して展開中であり、これらの活動が遊休農地の解消成果につながっている。さらにこれらの活動は「全国農業新聞」や「農業委員会通信」等で紹介され、地域の農業者の農地管理の意識向上にもつながったものと考えられる。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,320ha	2.3ha
課 題	農地の違反転用は、発生してしまうと復元に多大な費用がかかることなどから解消が困難である。そのため、違反転用の早期発見を図るとともに、現在、指導継続中の違反事案についても、農地復元が絶対必要なものか、法手続きによる合法化が可能なものかも含め、各々の事案に対して極め細かい指導が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
2.8 ha	△0.5 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	違反転用の発生防止に向けた取組 ① 9月末から10月初めに実施する農地パトロール(毎年1回実施)に基づき、問題事案に対する指導(口頭・文書)を行う。 ② 市内を6ブロックに分けて、各地域の委員・推進委員による「農地を活かし隊」活動を原則毎月実施し、農地の巡視と問題事案に対する指導(口頭・文書)を行う。また、農振農用地に係る悪質な違反事案については、農林水産課と連携し必要に応じて農地法と農振法による是正指導勧告、また、県への違反事案報告の検討を行う。 ③ 委員・推進委員が一同に会する「農地利用最適化推進全体会」において、市内6ブロックの委員・推進委員が各班の活動実績発表会を開催する等、農業委員会全体で解決方策を検討する。
活動実績	違反転用の発生防止に向けた取組 ① 9月29日、9月30日、10月1日に実施した農地パトロール(毎年1回実施)に基づき、問題事案に対する指導(口頭・文書)を11月初旬に行った。 ② 市内を6ブロックに分けて、各地域の委員・推進委員による「農地を活かし隊」活動を毎月実施し、農地の巡視と問題事案に対する指導(口頭・文書)を行った。 ③ 年間に4回開催する「農地利用最適化推進全体会」において、市内6ブロックの委員・推進委員の情報共有を行い、農業委員会全体で解決方策を検討した。 ④ 県営ほ場整田(農振農用地 1件 2,397㎡)での違反転用事案については、農地法・農振法・都市計画法に基づき是正勧告書を発出し、是正指導を行ってきたが改善されないため、県知事へ違反転用事案として報告し、現在、県においては是正指導中である。
活動に対する評価	農地パトロールや「農地を活かし隊」活動は、活動計画どおりに実施し、新たな無断転用事案発生の予防に繋がった。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:99件、うち許可99件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	可能な限り複数の農業委員による現地確認等調査を実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	申請内容の審査及び現地確認調査結果等の報告を受け審議を実施。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		99件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件	
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録縦覧(ホームページ上の公開も含む)により対応。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:132件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	可能な限り複数の農業委員による現地確認等調査を実施。			
	是正措置	隣接農地所有者並びに農会・水利組合等が不同意の場合、申請者及び不同意者から意見聴取し、対策の実施などの合意を見い出し、解決を図っている。			
総会等での審議	実施状況	申請内容の審査及び現地確認調査結果等の報告を受け審議を実施。			
	是正措置	不同意案件については、聞き取り結果及び対策などの実施状況を確認し審議する。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録縦覧(ホームページ上の公開も含む)により対応。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	7法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	6法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0法人
	提出しなかった理由	未提出法人は事業年度未到来のため。
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 439件 公表時期 令和4年6月
		情報の提供方法:農委だより(令和4年6月号)及び市ホームページ上に掲示
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,306件 取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:農地の権利移動借賃等調査
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,852 ha
		データ更新:住民データ、農地データについては原則年次(1回)(転用等があった土地については随時)
		公表:平成29年度よりフェーズ2に移行
	是正措置	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 ・集落内外・県内他市町・他都道府県の農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう農業委員会から指導してほしい。 〈対処内容〉 ・委員・推進委員・事務局が現地確認を行い、必要に応じ農業委員会から文書指導等を行う。 ・地域の農業団体に働きかけ、遊休農地解消補助金を活用し、農地復元のうえ地域の担い手による管理耕作につなげた。
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 ①土地改良区受益地内の非農地判断については、転用決済の手続きや周辺農地の管理に影響を及ぼす恐れがあることから、慎重に検討してほしい。 ②太陽光発電設備用地への農地転用が急激に増加しており、地域環境の調和に影響を及ぼす恐れがあることから、何らかの対応を検討してほしい。 ③申請書に添付することが必須とされている土地の登記事項全部証明については、インターネットにより同じ内容の情報が取得できるため、添付書類として認めて欲しい。また、農用地外の証明についても、市内部で確認できるものなので省略できないか。 〈対処内容〉 ①非農地判断については、関係団体の意向を考慮したうえで判断の是非も含めて慎重に進めたい。 ②県条例の対象とならない5,000㎡未満の太陽光発電設備用地への農地転用申請については、令和2年4月から事業者に対し周辺住民への事前事後の説明を指導している。また、令和3年4月に市条例が改正され、令和3年7月1日以降に設置する場合は、敷地面積が500㎡以上5,000㎡未満を対象に、着工の30日以上前に市へ開発計画書を提出するほか、関係住民への説明会の開催及び結果報告をすることとした。 ③添付書類については、法令改正を伴うものであることから、県へ要望を伝える。

※ II～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先:加古川市長 ・遊休農地の発生防止・解消 ・担い手への農地利用の集積・集約化 ・新規参入の促進 等
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している